



2025 年 9 月 26 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 L i b W o r k
代 表 者 名 代表取締役社長 瀬口 力
(コード番号：1431 東証グロース・福証 Q-Board)
問 合 せ 先 責 任 者 取締役経営企画室長 難家 嘉之
(TEL. 0968-44-3227)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025年10月24日		
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 16,243株		
(3)	処 分 価 額	1株につき775円		
(4)	処 分 総 額	12,588,325円		
(5)	処分先及びその人数並びに 処 分 株 式 の 数	当社取締役	4名	4,277株
		当社従業員	32名	9,840株
		子会社取締役	3名	1,902株
		子会社従業員	1名	224株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年8月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。また、2020年9月25日開催の第23期定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年20,000株以内とすること及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

対象取締役に対する本制度について、株主の皆様からご承認をいただいたことを受け、当社従業員、子会社取締役並びに子会社従業員（以下「対象取締役等」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社並びに当社子会社は、本日開催の当社取締役会及び子会社株主総会において、対象取締役等40名に対し、前年度における中期経営計画数値目標達成のための貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で、金銭報酬債権合計12,588,325円を支給し、対象取締役等が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式16,243株（以下「本割当株式」といいます。）を割当ててことを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役等は、2025年10月24日（処分期日）から当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員又はその他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職する日または本処分期日の属する事業年度に係る半期報告書が提出される日のいずれか遅い日まで、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員又はその他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間中に任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役等による法令違反その他当社取締役会が定める事由等に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象取締役等に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2025年9月25日（取締役会決議

日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である775円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式処分の割当てを受ける対象取締役等のうち、当社常務取締役の瀬口悦子は、当社株主である瀬口力の近親者であり、瀬口力は当社議決権の56.05%（2025年6月30日現在）を保有する株主であるため、支配株主との取引等に該当します。

（1）公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本自己株式処分は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って処分しています。また、払込金額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件についても、上記「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」並びに「4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主の近親者である瀬口悦子、支配株主である当社代表取締役社長の瀬口力は、本自己株式処分にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

（2）少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本自己株式処分の内容及び条件の妥当性については、当社の取締役会において審議のうえ、本日付で取締役会決議を行っています。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役名全員より、本自己株式処分は対象取締役等に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするもので、その内容及び条件は妥当であることから、2025年9月24日付で少数株主にとって不利益でない旨の意見を得ております。

（3）少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

2024年9月30日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本自己株式処分は、以下の指針に基づいて決定いたしました。

当社が支配株主との取引等を行う際には、一般の取引と同様に、適正な条件で行うことを基本方針としております。従いまして、当社は、取引条件等の内容について妥当性を十分に審議するため、取締役会にて市場動向等を総合的に勘案して合理的に決定するようにし、少数株主に不利益を与えないように適切に対応しております。

以　上